

提出書類チェック表

年 月 日

(申請者)

番号	有無	名 称	備 考
1		破砕業許可(許可の更新)申請書	様式第8(第60条関係) 役員の氏名欄は「別紙(記載)のと おり」でも可
2		破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図), 設計計算書, 付近の見取り図※1	平面図, 附近見取図必須
3		施設の所有権(又は使用権限)の証明書※1	土地公図, 謄本, 契約書の写し等
4		事業計画及び収支見積書(様式1)	
5		事業計画及び収支見積書(様式2)	
6		本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	申請者が個人の場合
7		定款又は寄付行為 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 役員の本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	申請者が法人
8		・個人株主:本籍地が記載された住民票の写し ・個人株主:申請書(届出書)に係る証書 ・法人株主:登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行済株式総数又は総出資額の 5/100以上を占める者
9		使用人の本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	使用人(本店若しくは支店の代表者 又は廃棄物処理に係る契約締結権 限を有する者の代表者)
10		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し 法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	申請者が未成年者であり, かつ, そ の法定代理人が個人の場合
11		法定代理人の定款又は寄付行為 法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 法定代理人の役員の本籍地が記載された住民票の 写し 法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	申請者が未成年者であり, かつ, そ の法定代理人が法人の場合
12		誓約書	
13		他県等の許可証の写し※2	既に他に解体業・破砕業又は産業 廃棄物処理業の許可を受けている 場合(更新許可の場合は不要)
14		標準作業書	許可申請書に記載しない場合
手数料(高知市収入証紙)			・新規84,000円 ・更新77,000円

※1:更新許可の場合, 前回の許可申請時から施設関係の変更がなければ, 施設関係の添付書類(2及び3)は不要

※2:当該都道府県又は政令市で初めての許可申請の場合には, 既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば, 当該都道府県知事又は政令市長は, その許可証の写しの提出を受けて添付書類の一部(6・7(定款又は寄付行為及び登記簿謄本に限る。))・8から11まで)を不要とすることができる。